三　石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給（同法第六十四条第二項において準用する労働者災害補償保険法第九条第三項に定める各支払期月（同項ただし書の場合においては、当該月）の支払）に関する事務	
第七十一条　法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第七十一条**　法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～五　略	一～五　同上
六　難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	六　［新設］
七　［略］	七　［同上］
八　［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六十条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

○デジタル庁令第十一号
総務省令第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六条の二　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第六条の二**　法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～五　略	一～五　同上
第七条　法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第七条**　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二　略	一・二　同上
三　児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［新設］
四　児童福祉法による保育士登録証に関する事務	［新設］
五　児童福祉法第十八条の十九の保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務	三～十一　［同上］
六～十四　［略］	［新設］
十五　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の三十四の保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	十二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
第八条　法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第八条**　法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～十一　略	一～十一　同上
第九条　法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第九条**　法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～四　略	一～四　同上